

## 菊池愛泉会 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 菊池愛泉会の評議員、評議員選任・解任委員、理事、監事に支給する旅費に関し、必要な事項を定める。

(旅費の支給)

第2条 評議員、評議員選任・解任委員、理事、監事が出張した場合に対し、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、交通費とする。

(1) 交通費は、下表のとおりとする。

### ① 理事会等

	15 km以下	16 km以上
旅費	4,000 円	5,000 円

### ② 研修会等

	15 km以下	16 km以上
旅費	4,000 円	5,000 円

(附則)

第4条 この規程は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。